

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/L以下	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
ヒ 素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	付表 1 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジククロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジククロエチレン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
トランス-1,2-ジククロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリククロエタン	1mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリククロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリククロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラククロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジククロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
フ ツ 素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ホ ウ 素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	-
備考						
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ．湖沼（天然湖沼及び貯水量 1000万立方メートル以上の人工湖）

（ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	-
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種及び以下の欄に掲げるもの	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ．海域

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	-	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	-	-
備考						
1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利 の 適 目 心 性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種 工業用 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度